

職開発 0502 第 4 号  
平成 23 年 5 月 2 日

各都道府県労働局職業安定部長 殿

厚生労働省職業安定局雇用開発課長

福島原子力発電所の影響による事業所の移転に係る雇用調整助成金の取扱いについて

福島原子力発電所に係る「警戒区域」「計画的避難区域」「緊急時避難準備区域」及び屋内待避指示が解除された地域における雇用調整助成金の取り扱いに関しては、平成 23 年 4 月 22 日付け職開発 0422 第 1 号、職保発 0422 第 1 号「福島原子力発電所の影響を踏まえた「雇用調整助成金」及び「激甚災害法の雇用保険の特例措置」の取扱いについて」により通知したところであるが、これら区域等から避難し、事業継続を目指して活動を行っている事業主等について下記のとおり取り扱うこととしたので、遺漏のないようよろしくお願ひする。

#### 記

1 「警戒区域」又は「計画的避難区域」（以下「警戒区域等」という。）に所在する事業所の事業主が、当該区域外での事業継続を目指して活動を行っているものの、事業所の移転は実現していない場合については、雇用調整助成金及び中小企業緊急雇用安定助成金（以下「助成金」という。）の支給対象となり、その際の取り扱いは以下のとおりとする。

(1) 事業継続を目指した活動に係る確認方法

事業継続を目指した活動に係る確認方法としては、事業の再開に向けた活動（事業所の場所探し、顧客集めのチラシ配り、取引先の開拓、融資の申込み等）を行っていることを事業主より申告させるとともに、当該活動を確認できる何らかの資料を提出させる（例として、集めた不動産情報、作成したチラシ、取引先開拓のための訪問リスト、融資の申請書類等）ことによるものとする。

(2) 支給対象事業主であることの確認について

平成 23 年 4 月 5 日付け職発 0405 第 16 号「東日本大震災等の発生に伴う雇用調整助成金の特例の拡充について」第 2 1 (1) に該当することをもって確認するが、確認に用いることができる生産指標は、事業再開に向けた活動を開始した日以降の生産量とする。

(3) 遅及の特例の適用

遅及の特例については、平成 23 年 3 月 17 日付け職発 0317 第 2 号「東北地方太平洋沖地震等の発生に伴う雇用調整助成金の特例について」第 2 の 6 により通知しているとおりであり、対象期間に関しては、事業所において事業再開に向けた活動を開始した日からとするが、避難指示又は計画的避難区域に係る設定がなされた日より前には遡れないものとする。また、事業再開に向けた活動を開始した日の確認に当たって、証明する資料がない場合には、事業主が疎明することで代替して差し支えない。その際、形式、様式等は問わないものとする。

なお、この場合における遅及の特例に関しては、事業の再開を予定している事業所の所在地が災害救助法適用地域外であっても適用されるものとする。

(4) 申請関係書類の取り扱い

警戒区域等に所在している事業所の事業主の場合、当該区域内に立ち入り、必要な書類を持ち出すことが困難であることから、申請関係書類の受理に当たっては、平成 23 年 3 月 30 日付け職開発 0330 第 1 号「東北地方太平洋沖地震の発生に伴う雇用調整助成金の取扱いの弾力化について」等の内容を十分踏まえ、できる限り弾力的に取り扱うこと。

2 警戒区域等に所在していた事業所の事業主が当該区域外に事業所を移転し、事業を継続している場合については助成金の支給対象となり、その際の取り扱いは以下のとおりとする。

(1) 支給対象事業主であることの確認及び遅及の特例の適用について

警戒区域等から当該区域外に事業所を移転し、事業を継続している事業主については、事業再開に向けた活動を行っていた時期があると考えられ、そのような時期については、経済上の理由により事業活動が縮小していた時期であったと考えられることから、これに係る取り扱いは、本内かん 1 (2) 及び (3) と同様とする。

(2) 申請関係書類の取り扱い

本内かん 1 (4) と同様とする。

- 3 屋内待避指示がなされた地域に所在する事業所の事業主が屋内待避指示の解除前又は緊急時避難準備区域の指定前に当該区域外での事業継続を目指して活動を行っているものの、事業所の移転は実現していない場合については助成金の支給対象となり、その際の取り扱いは上記 1 (1)～(4) と同様とするが、遡及の特例の適用については、屋内待避指示がなされた日より前には遡れないものとする。
- 4 屋内待避指示地域に所在する事業所の事業主が屋内待避指示の解除前又は緊急時避難準備区域の指定前に当該区域外に事業所を移転し、事業を継続している場合については、助成金の支給対象となり、その際の取り扱いは上記 2 (1)～(2) と同様とするが、遡及の特例の適用について、屋内待避指示がなされた日より前には遡れないものとする。